

スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業委託要項

令和 7 年 9 月 8 日
スポーツ庁次長決定

1. 趣 旨

災害発生時の対応を担う地域の人材や組織の確保が困難となる中で、災害に対する備えとして、国民一人一人の防災意識を高め、災害発生時に避難等の的確な対応を取るための防災教育の重要性が高まっている。

これまでの防災教育を通じて、防災グッズなどの「備え」の必要性への理解は徐々に広まりつつあるが、災害発生時に避難・救助行動ができる健康・身体能力を平時から身に着けることの「備え」の必要性に対する理解は希薄である。

そのような状況を踏まえ、誰もが直面しうる災害への備えとして、スポーツを活用した防災教育のためのプログラムを開発・普及することを通じて、国民の体力づくりを推進しつつ、運動・スポーツに対するモチベーションと防災に対する意識を同時に高める。

その際、楽しさや競技性を持たせたプログラムとすることで子どもを含めた防災教育への参加ハードルを下げつつ、発災時に役立つ判断力・行動力・体力を鍛え、防災知識を高めることで、国民全体の防災力の底上げにつなげる。

2. 事業の内容

災害発生時に避難や救助ができる健康・身体能力を平時から身につけつつ、スポーツ競技を通じて防災知識・技術を楽しく学べる防災教育プログラムを新たに開発し、そのプログラムに基づく取組を普及・推進することにより、スポーツを活用した防災教育モデルを構築し、国民の防災力向上を図る。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下「団体」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から業務が終了する日までとする。（ただし、年度をまたぐことはできない。）

5. 委託手続

- （1）団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書をスポーツ庁に提出すること。

(2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

(1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

(2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 事業完了（廃止等）の報告

団体は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を、完了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

(1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

(1) 本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、スポーツ庁に帰属させる。

(2) 上記(1)の規定により著作権を委託先からスポーツ庁に譲渡する場合において、当該著作物を自ら創作したときは、委託先は当該著作人格権を行使しないものとし、また当該著作物を委託先以外の第三者が創作したときは、委託先は当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(3) ただし、委託契約書において上記(1)及び(2)と別の定めがあるときは、この限りではない。

11. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。

スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業

担当府省庁：スポーツ庁

(事業費：70百万円 (R8)、対象事業：連携事業、事業期間：R7~R8)

事業目的

誰もが直面しうる災害に備えた体づくりに向けて、モデル地域の住民の運動・スポーツに対するモチベーションと防災に対する意識を同時に高めるための取組を推進します。また、楽しさや競技性があるプログラムを活用し、子どもを含めた防災教育への参加のハードルを下げつつ、発災時に必要となる判断力・行動力・体力や防災知識を高めることで、モデル地域の防災力を底上げします。さらに、本事業により確立したスポーツを通じた防災教育プログラムをモデル化して全国に展開することで、国民全体の防災力底上げにつなげていきます。

事業概要

(現状・課題)

災害発生時の対応を担う地域の人材や組織の確保が困難となる中で、国民一人一人が防災意識を高めるとともに、災害発生時の避難等の的確な対応ができるような災害に対する備えへの防災教育の重要性が高まっています。その際、防災教育を通じて、防災グッズなどの「備え」の必要性への理解は徐々に広まりつつあるが、災害発生時に避難・救助行動ができる健康・身体能力を平時から身に着けることの「備え」の必要性に対する理解は希薄です。

(取組内容)

令和7年度に開発したスポーツを活用した防災教育プログラムの更なる改善・拡充を図るとともに、実施効果の評価を行い、プログラムを確立するとともに、プログラムに基づいてスポーツ競技を通じて防災知識・技術を楽しく学べることを普及・推進することにより、スポーツを活用した防災教育モデルを構築する。その際、試行・実証を行った以外の地域・団体への展開に向けて、開発したプログラムを活用した先進事例の洗い出しや優良事例の収集を行います。

併せて、当該プログラムの普及・推進の担い手となるコーディネーターの育成システムを構築した上で、当該モデルの自走化に向けて、防災教育の浸透を図りつつ、健康・身体能力を平時から身に付けることの「備え」の重要性への理解を広げます。

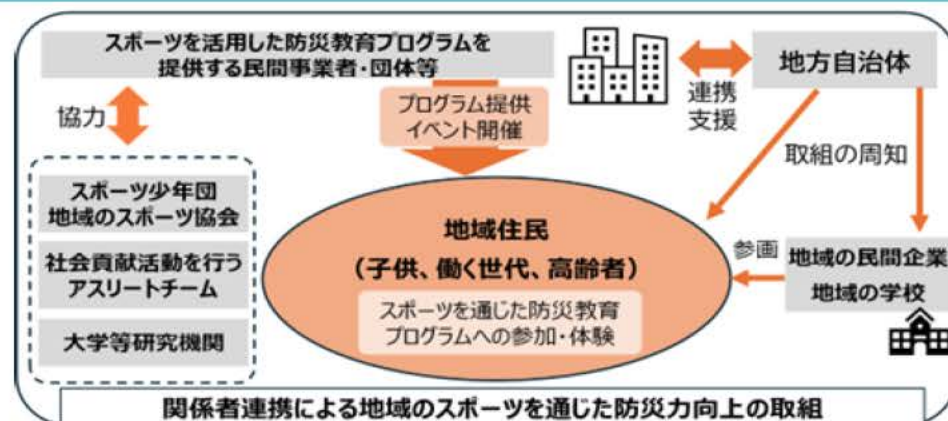
事業のスキーム

スポーツ庁

委託費

民間
団体

実施イメージ・具体例



<取組例>

- 避難や救助時に必要とされる様々な行動（建物内の避難、救助、防災物資の運搬等）をスポーツ競技化し、模擬的に体験・訓練
- 地域の防災拠点等を歩きながら避難行動を疑似体験
- 被災時の避難等に役立つトレーニング教室の開催及び自宅でできるトレーニング指導・コンテンツの提供
- 本プログラムの普及・推進の担い手となるコーディネーターの育成
- 先進事例の洗い出しや優良事例の収集

事業により得られる効果（アウトカム）

地域特性等に応じた「スポーツを通じた防災教育プログラム」の開発とモデル地域における実践を通じて、地域住民の防災意識の向上、地域防災力の底上げと、健康・身体能力を平時から身に付けることの備えの重要性への理解増進を図ります。